

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年9月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200037号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200047号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年10月1日から平成17年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成13年10月及び同年11月は44万円から47万円、平成13年12月から平成14年9月までは9万8,000円から47万円、平成14年10月から平成15年8月までは11万8,000円から53万円、平成15年9月から平成16年12月までは20万円から44万円とする。

平成13年10月から平成16年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年10月から平成16年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成13年10月から平成14年9月までは47万円から50万円、平成17年1月は20万円から44万円とする。

平成13年10月から平成14年9月までの期間及び平成17年1月の訂正後の標準報酬月額(平成13年10月から平成14年9月までの期間は、上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、平成17年1月は、訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年10月1日から平成17年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額より低

く記録されている。当時、工場長ではあったが役員ではなく、規定どおり勤務し残業も行っていた。給料明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成17年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成13年10月及び同年11月は44万円、平成13年12月から平成14年9月までは9万8,000円、平成14年10月から平成15年8月までは11万8,000円、平成15年9月から平成16年12月までは20万円と記録されているところ、請求者から提出された請求期間に係る給料明細書（平成13年9月分及び平成15年6月分を除く）、A社の事業主の回答及び同社の役員の陳述により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（平成13年10月から平成14年9月までは50万円、平成14年10月から平成15年8月までは53万円、平成15年9月から平成16年12月までは44万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成13年10月から平成14年9月までは47万円、平成14年10月から平成15年3月までは53万円、平成15年4月は62万円、平成15年5月から同年8月までは53万円、平成15年9月から平成16年12月までは44万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成13年10月から平成14年9月までは47万円、平成14年10月から平成15年8月までは53万円、平成15年9月から平成16年12月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年10月から平成16年12月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、平成13年10月から平成16年12月までの期間について、給料明細書において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書において確認又は推認できる報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成13年10月から平成16年

12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、請求期間のうち、平成17年1月1日から同年2月1日までの期間について、給料明細書により、当該期間に係る本来の標準報酬月額（44万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20万円）を超えているものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額（13,934円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

3 請求期間のうち、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年2月1日までの期間について、給料明細書により、当該期間に係る本来の標準報酬月額（平成13年10月から平成14年9月までは50万円、平成17年1月は44万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成13年10月及び同年11月は44万円、平成13年12月から平成14年9月までは9万8,000円、平成17年1月は20万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成13年10月から平成14年9月までは47万円、平成17年1月は20万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、平成13年10月から平成14年9月までは47万円から50万円、平成17年1月は20万円から44万円に訂正することが必要である。

ただし、平成13年10月から平成14年9月までの期間及び平成17年1月の訂正後の標準報酬月額（平成13年10月から平成14年9月までの期間は、厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。また、平成17年1月は、訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200060 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200015 号

第 1 結論

昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 1 月までの請求期間、昭和 61 年 7 月から昭和 63 年 5 月までの請求期間及び平成 16 年 5 月から平成 20 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 36 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 59 年 3 月から昭和 61 年 1 月まで

② 昭和 61 年 7 月から昭和 63 年 5 月まで

③ 平成 16 年 5 月から平成 20 年 7 月まで

請求期間①及び②について、私は、実家のある A 市に居住していたが、海外に在住していた期間があったため、母親が私の国民年金のことを心配して加入手続きを行ってくれ、保険料も自身の保険料と一緒に納付してくれたと昭和 61 年 2 月頃に聞いた。母親は、現在、高齢のため話をすることはできないが、母親がしっかりとしていた時に聞いた話であり、納付してくれたと母親から言われたことは、私もはっきりと記憶している。

また、請求期間③について、私は、平成 10 年頃、当時居住していた B 市において、市政モニターに委嘱されたことがあるが、委嘱の際、国民年金や国民健康保険の保険料の納付状況について調べると言われたことを覚えている。そのこともあって、請求期間③の保険料については、国民健康保険の保険料と併せて、市役所の窓口で納付したはずである。

請求期間①、②及び③について、保険料を納付していたことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、国民年金加入手続き及び保険料納付を行ったとする母親は、国民年金加入期間における保険料の大半を納付していることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間①及び②について、請求者の国民年金加入手続き及び保険料納付を行ったとする母親は、請求者によると、高齢のため話ができる状態で

はないことから、当時の状況について確認することはできず、請求期間①及び②に係る請求者の加入手続及び保険料納付についての詳細は不明である。

また、請求者から提出された年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）は、C市において、婚姻後の平成5年4月頃に払い出されていることから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、その際、直前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成5年4月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、母親は請求期間①及び②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の平成5年4月頃に払い出された国民年金に係る手帳記号番号以外に、実家のあるA市において、別の手帳記号番号が払い出され、この別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していれば、請求期間①及び②の保険料を母親が納付できた可能性があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、これまでに年金手帳を5冊所持していたとしていてところ、本訂正請求において、3冊の年金手帳を提出している。このうち、国民年金に関する年金手帳（1冊のみ）については、住所欄の最初がC市、初めて被保険者となった日が平成5年4月1日と記載され、上述のオンライン記録における状況と符合しているほか、請求者は、残りの2冊については見付からないと陳述しており、請求者が請求期間①及び②当時居住していたA市は、請求者の国民年金の記録について、既に文書保存期間が満了し現存しないため不明である旨回答していることから、請求者について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情を見いだすことができない。

その上、東京出入国在留管理局から提出された日本人出帰国記録及び戸籍の附票によると、請求者は、昭和60年*月*日に出国し、昭和61年*月*日に帰国したことが確認できるところ、日本に住所を有しない期間は、制度上、昭和61年3月までは国民年金の適用除外期間となるため、請求者は、国民年金に加入することはできず、請求期間①のうち、一部の期間について、母親は、請求者に係る保険料を納付することはできない。

このほか、母親が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 請求期間③について、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成9年1月1日に基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）として付番され、以後、請求者の年金記録は、当該基礎年金番号により一貫して管理されているところ、請求者は、上述のとおり、平成5年4月にC市において国民年金被保険者資格を取得し、その後、B市に転居し、平成

12年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得して、国民年金被保険者資格を喪失しており、請求期間③については、国民年金に未加入とされていることが確認できる。

また、請求者からは確定申告書等の提出はなく、請求期間③当時、請求者が居住していたB市は、請求者の請求期間③に係る国民年金の記録はないと回答しているほか、税務関係書類について、保存期間は10年としていることから、請求期間③において、請求者が保険料を納付したとする資料等は確認できない。

さらに、請求者は、B市の市政モニターに委嘱されていた際、国民年金と国民健康保険の保険料を併せて納付していた旨陳述し、B市から市政モニターとして委嘱されていた旨記されている委嘱状（委嘱日は平成10年*月*日、委嘱期間は平成11年*月*日まで）を提出しているところ、委嘱されていた期間については、保険料納付済期間とされている。しかし、当該委嘱状は、請求期間③（平成16年5月から平成20年7月まで）に係るものではない上、B市は、市政モニターを委嘱するに当たり、国民年金保険料を納付しなければならない規定があったかについては、資料が残っていないため不明と回答している。

加えて、請求期間③については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、請求者の年金記録は、基礎年金番号により一貫して管理されていることに加え、平成14年4月からは、保険料収納事務が国に一元化され、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進された時期に該当することから、年金記録の記録漏れ、記録誤り等年金記録の過誤があるとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間③の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 3 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200017号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200045号

第1 結論

昭和43年7月8日から同年9月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年9月1日から昭和44年1月18日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和43年7月8日から同年9月1日まで

② 昭和43年9月1日から昭和44年1月18日まで

請求期間①について、C事業所の社長の紹介でA社に勤め、夜勤でD業務をしていたが、厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間②について、昭和43年9月1日からB社に勤め、E業務をしていたが、厚生年金保険の記録では被保険者資格の取得年月日が昭和44年1月18日となっており、当該期間に係る被保険者記録がない。

請求期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、F社の下請会社であったA社においてD業務を行っていた旨主張している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、同社の事業目的は、G製品の加工及び販売等であることが確認できるところ、同社の事業主であった特別清算人は、同社について、G製品を加工する会社であり、H製品を扱ったことはなく、F社とは取引関係及び資本関係がなかった旨陳述している。

また、請求者は、A社の事業主であったとする人物の苗字を挙げているものの、同社の商業登記簿謄本の役員欄に当該苗字の人物は確認できず、上述の特別清算人は、当該苗字の人物が同社の役員であったことはなかった旨陳述している。

さらに、A社において、請求者の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求者が名前を挙げた同僚は、A社の厚生年金保険被保険者として確認できない。

また、A社は平成7年*月*日に解散しているところ、同社の請求期間①当時の事業主は既に死亡しており、上述の特別清算人は、当時の資料を保管していない上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間における同社での勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 請求期間②について、B社の当時の役員は、請求者について、入社日は不明であるが、当初はアルバイトで働いており、昭和44年1月18日に厚生年金保険に加入させるまでは、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答及び陳述している。

また、B社における請求者の厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の資格取得年月日は昭和44年1月18日であることが確認でき、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の形跡は見当たらない。

さらに、B社において請求者の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B社において請求期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の同社への入社日及び勤務実態について確認できない。

また、B社は平成27年*月*日に解散しているところ、同社の事業主は既に死亡しており、当時の役員は賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2200024 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200046 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月中旬から平成 9 年 3 月 15 日まで

請求期間に B 市の A 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

途中で休職した期間もあったが、正社員として勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

商業登記簿謄本により、請求期間に、所在地及び事業主が請求者の主張内容と一致する A 社が確認できる上、請求期間当時の住宅地図により、同社所在地の建物に、請求者が名称を挙げた複数のテナントが入居していることが確認できるところ、請求者が名前を挙げた経理及び社会保険事務担当者、複数の同僚、親族並びに上述のテナントのうち、連絡先が特定できた者は、期間は定かではないが、請求者が A 社で勤務していた旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A 社は平成 27 年 * 月 * 日に解散しているところ、請求者は事業主への照会を希望していない上、上述の連絡先が特定できた者からは請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られず、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、A 社の給与は現金手渡しであったとしているところ、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間当時に請求者の住所がある課税庁は、保管期間経過のため、請求期間当時の課税資料はない旨回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200042号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200048号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年9月から昭和59年12月まで

B市に所在するA事業所において、請求期間のうち離職していた1か月半程度を除き、C職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が主張するB市に所在するA事業所の事業主の回答により、期間の特定はできないものの、請求者は、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局は、同事業所に係る法人登記は確認できない旨回答している。

さらに、請求期間について、請求者は、事業主及び事業主の親族並びに請求者ほか1名がA事業所に勤務していた旨陳述しているところ、同事業所の事業主は、常時使用する従業員が5人未満の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていないことから、厚生年金保険は加入しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

加えて、A事業所の事業主は、請求期間当時の資料を保管していない上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。